

公立大学法人広島市立大学職員倫理規程

平成 22 年 4 月 1 日

規 程 第 46 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学職員就業規則（平成 22 年公立大学法人広島市立大学規則第 2 号）第 38 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑又は不信を招くような行為の防止を図り、もって法人の業務に対する市民の信頼を確保するため、職員の倫理に関し必要な事項を定めるものとする。

(倫理行動規準)

第2条 職員は、法人の職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利害のために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、法令や法人の規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待（以下「贈与等」という。）を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならぬこと。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が法人の信用に影響を与えることを常に意識して行動しなければならぬこと。

(利害関係者)

第3条 この規程において「利害関係者」とは、職員の職務の性質上、その職務権限と特別な利害関係のある者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として理事長

が定めるものを除く。

- 2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

（禁止行為）

第4条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供應接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (8) 利害関係者と共に旅行（職務のための旅行を除く。）をすること。
- (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
 - (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのも

の贈与を受けること。

- (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものという。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第1項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における対価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第5条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、総務・危機管理担当理事

に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第6条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかつた事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

第7条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電磁的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

(1) 法人が直接支出する費用をもって作成される書籍等（広島市が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は広島市が所管する公益的法人等が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもって作成される書籍等を含む。）

(2) 作成数の過半数を法人において買い入れる書籍等（広島市及び広島市が所管する公益的法人等において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を含む。）

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第8条 職員は、他の職員の第4条又は前2条の規定に違反する行為によって当該他の職員が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、理事長、総務・危機管理担当理事その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員が法令若しくは法人の規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 公立大学法人広島市立大学職員給与規程第11条第1項の規程による管理職手当を支給される職員及びその職務と責任がこれに相当する職員として理事長が定めるものは、その管理し、又は監督する職員が法令又は法人の規程に基づく命令

に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食する場合の届出)

第9条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、理事長が定める事項を理事長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

- (1) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。
- (2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(講演等に関する規制)

第10条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（兼業許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

2 総務・危機管理担当理事は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、職員の職務の種類又は内容に応じて、職員に参考となるべき基準を定めるものとする。

(総務・危機管理担当理事への相談)

第11条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、総務・危機管理担当理事に相談するものとする。

(理事長の責務)

第12条 理事長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

- (2) 職員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- (3) 職員がこの規程に違反する行為について総務・危機管理担当理事その他の適切な機関に通知したことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- (4) 研修その他の施策により、職員の倫理感のかん養及び保持に努めること。

(総務・危機管理担当理事の責務等)

第13条 総務・危機管理担当理事は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 職員からの第5条第2項又は第11条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 職員が特定の者と市民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- (3) 理事長を助け、職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- (4) この規程に違反する行為があった場合にその旨を理事長に報告すること。

2 総務・危機管理担当理事は、その指定する職員に、この規程で定めるその職務の一部を行わせることができる。

(理事長による懲戒処分の概要の公表)

第14条 理事長は、職員にこの規程に違反する行為があり、当該行為に対し懲戒処分を行った場合において、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要があると認めるときは、当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、職員の倫理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。